

## 6 火薬類取締法

[火薬貯蔵施設の設置等の許可・届出]

法の趣旨	火薬の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。
許可・届出の必要な行為	火薬の貯蔵施設等は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。
許可・届出の必要な区域	県内全域
受理権者	県知事 白河市内については白河市長
基準等	火薬の貯蔵施設等の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- "申請・届出" --&gt; B[担当機関]     B -- "許可・受理" --&gt; A     </pre>
担当機関	県 … 各地方振興局 県民（環境）部 県民生活課 白河市内の事業者等 … 白河市役所市民生活部 生活防災課
備考	